

DV相談から児童虐待を発見するプロセスについての研究

－ 相談員へのヒアリング調査からの考察 －

○ 皇學館大学 灰谷 和代 (8219)

[キーワード] DV相談・児童虐待・発見プロセス

1. 研究目的

平成16年の児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正で、児童がドメスティックバイオレンス（DV）を目撃することも、児童虐待として定義された。その後、10年間、DV相談そのものの件数も増え続けている状態である。平成27年3月、警察庁のとりまとめでは、平成26年の1年間に全国で虐待を受けた疑いとあるとして、警察から児童相談所へ通告した児童数は、2万8,923人、そのうち、心理的虐待は、1万7,158人で全体の6割を占め、面前DV（子どものDV目撃）が、1万1,669人と心理的虐待の7割近くを占めた。平成20年度の段階でも、全国の児童相談所の調査によると、全虐待ケースのうち、15.1%にDVが認められたとの報告もある。さらに、近年、医学的にも、子ども自身の乳幼児期からの面前DVによる脳への影響（視覚野の縮小）が報告されている。（友田，2012）

児童相談所をはじめ、家庭児童相談の一義的窓口である市町村では、すでに、児童虐待対応の中で、両親等によるDVの有無についての確認が実施されてきている。しかしながら、配偶者暴力相談支援センター（配暴センター）等でのDV相談の中から児童虐待を発見するプロセスについては、明確になっていない。DV相談そのものの対応でさえ、平成13年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が施行されるも、まだまだ、手探りながら動き始めていることもあり、DV相談対応の中から児童虐待を発見する体制までには至っていないことが考えられる。そこで、本研究では、DV相談から児童虐待を発見できる可能性を探り、また、実際に児童虐待が疑われるような状況が発見された時の判断と対応について、分析・考察することで、DV相談から児童虐待を発見するためのプロセスを検討し、DV相談からの児童虐待の早期発見に寄与することを目的とした。

参考文献：「新版 いやされない傷－児童虐待と傷ついていく脳」（友田明美，診断と治療社，2012）

2. 研究の視点および方法

DV相談から児童虐待を発見できる可能性を探るための方法として、調査協力を得られた配暴センターの相談受理ケースを以下の方法で分析した。

- ① 受理した相談ケースのうち、相談者家族に児童（子ども）が含まれるケースの抽出
- ② ①のケースのうち、相談主訴が「DV相談」であるケースの抽出
- ③ ②のケースのうち、「児童虐待」を発見し他機関へつなぐ等の対応をしたケースの抽出
- ④ ③で抽出したケースについて、実際に対応した相談員に対しヒアリング調査を実施
- ⑤ ①～⑤の結果から、DV相談から児童虐待を発見するためのプロセスを検討

3. 倫理的配慮

相談員へのヒアリング等によって、相談事例の特定や相談員個人の特定がされないように、十分に配慮し調査を実施する。なお、調査手順や調査内容については、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」を遵守する。

4. 研究結果

今回、調査を実施した、A市の配暴センターでは、相談窓口を「電話相談」としている。まず、電話相談の聞き取りから相談内容をアセスメントし、必要に応じて、支援先となる、警察などの他機関へつなぐシステムをとっている。そのため、調査対象を、A市配暴センターが受理した「電話相談」に限定した。A市配暴センターが、1年間（平成26年度）で受けた電話相談件数は362件あり、相談者家族に児童が含まれるケースは189件（うち、同一人物（リピーター）からの相談と考えられるケースが116件）、相談の主訴がDV相談であるケースが58件、相談員が児童虐待を発見し他機関へつないだケースは22件だった。この22件に対応した相談員に対して、ヒアリングを実施した。DV被害者である相談者へ、どのような聞き取りをしていくことで「児童虐待」を発見していったか、の問いに対し、①相談者の家族構成を確認、②家族構成に子どもが含まれる場合、子どもの年齢や性別を確認、③相談者自身がDV被害を受けている際、相談者の子どもは、どのような状況にあるかを確認し児童虐待疑いの有無を判断、④児童虐待が疑われる場合は、相談者自身の情報だけでなく、子ども自身の情報の聞き取りを実施、⑤聞き取った内容をアセスメントして支援先を検討、という回答が得られた。また、DV相談から児童虐待を疑うに至った判断基準としては、①子ども自身も暴力を受けている、②子どもへの直接暴力はないが、常時、面前DVである、③相談者自身が、子どもの状況を把握できていない・理解できていない、④相談者自身が、すでにDVによって精神的に追い込まれている状態（精神疾患等が疑われる状態）にある、⑤相談者自身や相談者家庭に生活課題等の問題がある、⑥聞き取り内容から、子どもの安全を守る状態にない、①～⑤のような状況が確認された場合に、危険を察知し、児童虐待を疑うと回答があった。最後に、聞き取りに際し、どのような配慮や注意点が必要であるかの問いに対し、相談者自身の主訴（最も相談したいこと）はDV相談であることを忘れずに、児童虐待が疑われるケースであっても、子どもに関する質問に偏らないように注意をしながら、児童虐待についても、確認していると回答があった。

5. 考察

DV相談件数のうちの半数以上の相談者に子どもがいたことから、DV相談から児童虐待を発見することは可能である。DV相談を出発点とした相談内容から児童虐待の聞き取りをしていくのに苦慮しないためにも、DV相談からの児童虐待発見の聞き取り方法やチェックリスト等のツール開発が必要であることが示唆される。